

Press Release

報道関係者 各位

令和2年8月5日 【照会先】

秋田労働局賃金室

室 長 柳 原 政 雄 賃金指導官 佐 藤 博 幸 (電話) 018 (883) 4266 (内線 330)

秋田県最低賃金を時間額792円に

- ~ 秋田地方最低賃金審議会が2円の引上げを答申 ~
- 1 本日、秋田地方最低賃金審議会(会長 赤坂 薫)は、秋田県最低賃金(昭和55年秋田労働基準局最低賃金公示第1号)の最低賃金額を現在の1時間790円から792円(引上げ額2円、引上げ率0.25%)に引き上げるよう秋田労働局長(甲斐 三照)に答申した。

なお、本年7月22日に中央最低賃金審議会は「令和2年度地域別最低賃金額改定の 目安」として「引き上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持すること が適当」と答申していた。

- 2 秋田県最低賃金は、秋田県内の全事業場(約3万2千)及びそこで働く全ての労働者(パート、アルバイトを含め約36万1千人)に適用される。
- 3 今後、異議申出手続などを経て、令和2年10月1日から発効の予定。 最低賃金額を答申どおり引き上げた場合、推計で1万1千人以上の労働者の賃金 引上げが必要となる。